

大阪編纂所だより

大阪市史編纂所（発行）
〒550-0014 大阪市西区北堀江 4-3-2

第 64 号

大阪市史料調査会（編集）
大阪府立中央図書館内 TEL06-6539-3333

● 昔もあった！「路上喫煙禁止」のお触れ

令和 7 年（2025）1 月 10 日付けの大阪市 HP で、「令和 7 年 1 月 27 日より大阪市内全域を路上喫煙禁止とします」という記事が掲載されていました。

内容は「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」の改正に関するもので、これまでの「路上喫煙禁止地区」として路上喫煙が



禁止されていた場所を「大阪市内全域」に拡大し、また「加熱式たばこ」も規制の対象に加えるというものです。

以前（ずいぶん前ですが・・・）は、各自机上での喫煙は当たり前で、混雑した駅のホームや雑踏の中でも平気で煙草を吸っている人が多かったですから、今とは大違いでした。当時の映画やテレビドラマ等では、俳優さんが煙草を吸うシーンは、大人の雰囲気醸し出す重要な「小道具」のようなものでしたし、煙草銘柄のテレビCMも数多く見られました。お葬式に参列した方々への「会葬御礼」として昔は煙草を一箱渡していたことさえありました。

しかし、近年では、喫煙する人や周囲の人に対する健康上の影響や、捨てられた吸い殻で路上の美観を損ねるといった問題等への社会の意識が変化したことにより、煙草を吸うことの「社会環境」も大きな変化を見せています。

ところで、仕事柄、江戸時代の「^{ふれ}触」や「^{たっし}達」等を見ておりましたら、なんと江戸時代の大阪にも路上喫煙禁止の「^{ふれ}触」が出ておりました。

触 1362 享保 14 年（1729）9 月 くわへきせる停止之事

口上にて申し渡し覚

御城近辺は申すに及ばず、町中往還^{おうかん}を歩行しながらたばこをのむこと、ならびに家作日備^{かさくひやとい}
等も煙管^{きせる}を^{くわ}啜えながら働いてはならないと、以前にも触れ知らせているが、又々みだりに成
っていると聞こえている。向後は堅く停止するように申し付ける。もし旅人などが煙管を啜
え表を通っているのを見かけたら、こちらでは往還で煙草をのんではならないと申し聞かせ

よ。勿論こちらにも改めるように、これにつき（大坂）三郷町中へ触れ知らせるように、以上

酉九月

『大阪市史』第三、266 頁から現代語訳）

このように、江戸時代の法である「触」によって、具体的に禁じているのは、大坂城近辺だけでなく町中の往来（路上）においての喫煙、家普請等の大工や手伝いの人が働く屋外の現場での喫煙であると読み取れます。

当時の社会で、喫煙が健康上良くないことを想定していたとは思えず、また当時の煙草は、現在のような「紙巻きたばこ」ではなく、刻んだ煙草の葉を煙管に詰めて火をつけて吸うものですから、路上に吸い殻が捨てられる訳でも無いでしょう。

江戸時代は各地で火事が多くみられ、大坂では享保9年（1724）3月12日の大火（妙知焼け）が知られています。出火原因は火の不始末や放火など様々で、江戸では早くから路上喫煙は禁止されていたのですが、大坂では多くの人が路上や屋外の建築現場で喫煙していたようで、大坂町奉行所では、火の不始末により火災が発生することを危惧したものと思われま。

つまり現在の大阪市条例と江戸時代の「触」とは禁煙の理由が違うことにはなりますが、もし江戸時代の「触」が現在も法的に有効であったなら、すでに路上喫煙は禁止されていたことにはなりますね。

（尾崎 安啓）

● 大坂町奉行所の「^{ぬけに}抜荷」捜査

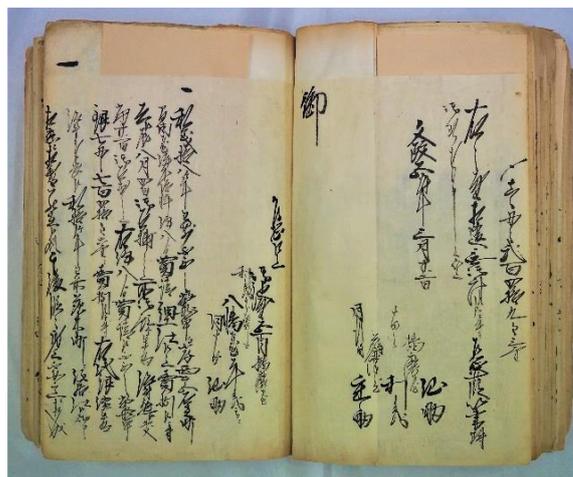
大阪市史編纂所と大阪市立中央図書館には、大坂町奉行所に関する史料も多く所蔵されています。そこには、「抜荷」（密貿易品）（※1）についての記事も多数みられます。ここでは、その内から記事を二つ、ご紹介したいと思います（※2）。

一つ目の記事は、大坂御池通六丁目に住む亀屋清兵衛に、抜荷取引の疑いがかけられた一件です。文政2年（1819）12月2日、清兵衛を召し捕るため、大坂町奉行所の役人らが清兵衛宅を訪れました。清兵衛は外出中でしたが、容疑は、彼が取引した麝香に抜荷の疑いありというもの。4日になって清兵衛が出頭し、15日間の取り調べの後、疑いは晴れました。清兵衛は、「（問題の麝香は）毛頭不正之品二而も無御座、則右品者、道修町三丁目福嶋屋治兵衛方より買請、其後立賣堀西之町大塚屋又兵衛方へ売渡」したものと主張し、裏付けも取れたようで、19日には取り調べが終了しています。

二つ目の記事は、文政3年（1820）8月4日に元鼈甲細工人の仙助が、大坂町奉行所に捕らえられた一件です。記事によると、18年以上前、大坂茨木町に住んでいた仙助のもとへ、知り合いで西宮に住む伊八が「鼈甲持参仕、買呉候様申来」ったと伝えます。仙助は、それを買い取って櫛や簪などに加工し販売しました。その鼈甲が実は抜荷だった訳ですが、仙助は「不正之鼈甲与不存」取引したものと主張しています。9月6日に仙助は牢から出され、身柄を町に預けられましたが、文政5年（1822）3月までの間、繰り返し町奉行所に呼び出されて尋問を受けています。1年半以上に及ぶ取り調べを経て裁きが下り、仙助は不正鼈甲の販売で得た銀7貫740匁余りと、抜荷取引に関わった当時の「壺ヶ年家内相暮候諸入用身上三分二」（1年間の家計支出の3分の2）にあたる銀832匁余りを、「償銀」（罰金）として納めるよう命じられています。

ところで、「鎖国」下の江戸時代でも、貿易が行なわれた場所といえば長崎が有名です。中国船やオ

ランダ船が長崎に運んできた品々は、まず長崎会所（江戸幕府が設置した貿易機関）が輸入し、その輸入品を今度は五箇所本商人と呼ばれる商人たちが、長崎会所から買い取り国内へ販売しました。五箇所本商人とは、長崎会所から輸入品を購入する資格を持った商人のこと。江戸時代の中期、彼らは購入した輸入品の大部分を、大坂へ送って売るようになりました。これは輸入品の中心だった糸・反物の輸入が減って、それらを扱っていた京都などの商人が輸入品取引から離れてゆき、代わりに大坂商人が台頭したためといわれています（※3）。また、この時期、輸入品の菓種について、い



仙助の抜荷取引一件の記事
「株其他商業及圍米」（大阪市史編纂所蔵）所収

ったん大坂道修町の唐菓問屋に送ってから、全国に販売することが定められました。糸・反物に代わって輸入品の中心になったのは菓種ですが、その菓種も大坂に送られたのです。加えて、長崎とは別に、朝鮮王朝と貿易していた対馬藩も、江戸時代の中期以降は大坂で輸入品を売るようになりました。

このように江戸時代の中期以降、大坂にはとても多くの輸入品が集まるようになりました。大坂なら輸入品を売るルートも多く、売っても目立たない。仙助の事件で、西宮に住む伊八が大坂茨木町の仙助のもとへ鼈甲を持ち込んでいたように、輸入品が集まる大坂には、抜荷も流れ込んだのです。一方、亀屋清兵衛の一件では、問題ない取引だったにも関わらず、怪しいとにらんだ大坂町奉行所は、即座に清兵衛を捕らえようとしています。町奉行所がとても厳しい姿勢で、抜荷に臨んだことがわかります。取り締まりの厳しさは、それだけ大坂に流れ込む抜荷が多かったため。同じ商品が多く流通していて、売っても目立たない場所に抜荷は集まりますが、厳しい取り締まりは、当時の大坂が、抜荷の紛れ込みやすい輸入品の一大流通拠点だったことの裏返しでもあるのです。

（※1）密貿易された品だけでなく、問題なく輸入された品でも、国内流通時に幕府の定めた流通ルートや手続きを経なければ抜荷となる。

（※2）亀屋清兵衛・仙助の記事ともに、大阪市史編纂所蔵「株其他商業及圍米」（郷310）所収。

（※3）『新修大阪市史 本文編』第3巻（1989年3月）159～161頁。

（吉川 潤）

● 「市井の人びと」の記録から見る戦争の時代

— 「森田氏旧蔵史料」を手掛かりに—

今回注目するのは、大阪市史編纂所蔵の「森田氏旧蔵史料」に含まれる、森田昌男という大阪市内で生まれ育った一市民に関する史料です。この史料群は寄贈者の祖父義雄・父尚男（第7子）の史料などからなります。義雄の陸軍現役時（看護兵）の衛生関係史料や退役後の在郷軍人会の史料、尚男が参加した郷土史研究会の史料などが充実しています。

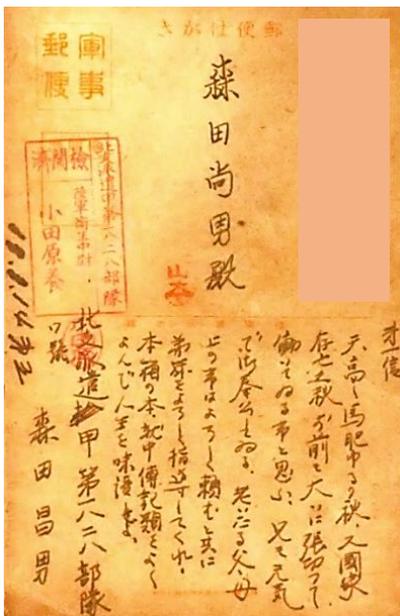
昌男（義雄第4子）は寄贈者の伯父にあたります。昌男は大正11年（1922）生まれで、日中開戦後の昭和14年（1939）に大阪貿易学校（現開明高等学校）を卒業後、中山太陽堂（現クラブコスメチック）に入社し、輸出業務に携わりました。この会社は明治36年（1903）に、神戸市で化粧品雑貨卸業の会社として設立され、大正6年（1917）から大阪市内に本店を構えています。

戦争の激化に伴い、昌男も昭和19年（1944）3月に応召し上海に派遣されました。その後の詳細は不明ですが、敗戦後の混乱の中で帰国は叶わず、昭和20年10月に23歳の若さで、上海で戦病死しました。昌男関係の史料は、昨年刊行の『新修大阪市史 史料編』第21巻「近代Ⅷ戦時編」（310～316頁）に日記の一部を収録しています。同書刊行後、ご遺族から編纂所に森田家に関する史料が追加で寄贈されました。この小稿ではその全体は紹介しきれないので、ひとまずその中から、昌男の日記と応召後に弟の尚男に宛てたはがき（全7通）に注目します。

昌男は日記の内容からしても、同時代の多くの青年たちと同じく、戦争自体には疑問を抱かなかったようです。対英米開戦の報を聞いた際も、「巷間皆緊張して血湧き肉躍るの感ありて、歓喜す」との感想を記しました（「森田昌男日記 昭和十六年」12月8日条）。応召時も、「折しも病に臥したるが、胸せまりて万感交々〔中略〕大命を承けて何ぞ逡巡すべき」と決意を固めています（「昭和拾九年修養日記」3月5日条）。

昌男発尚男宛のはがきの中では、昭和19年9月14日付の2通の軍事郵便に注目します。軍事郵便は戦地の軍人・軍属と銃後の家族などを結ぶもので検閲の対象でした（写真左端）。

その第一信（写真）には、「国家存亡之秋、お前も大いに張切つて働いてゐる事と思ふ。兄も元気で



写真

昭和19年9月14日付森田尚男宛
昌男発軍事郵便（大阪市史編纂所蔵）
住所の部分は筆者が画像を加工

御奉公してゐる。老いたる父・母上の事はよろしく頼むと共に、弟妹をよろしく指導してくれ。本箱の本、就中伝記類をよくよんで人生を味読せよ。」とあります。短い文章ですが、「奉公」への決意と家族への思いがよくこもっています。本を読んで人生を味読せよとは、文学青年であったという昌男らしい助言です。

第二信中にも、「兄はお前のその優秀なる体格と誠実なる精神に期待して、よく姉上を助けられん事を。」とあり、信頼の深さがうかがえます。「姉上」とはおそらく長女のことで、第一信で父母と弟妹へ、第二信で姉への向き合い方を論じたのでしょう。

このような市民の様々な記録は、殊に国内外に膨大な犠牲を生んだ第二次世界大戦という特異な状況下での、市民の本音や生活の実態を明らかにする上で非常に重要です。編纂所はこうした貴重な記録の保存に積極的に取り組んでいます。

（桑田 翔）

【訂正】 63号に掲載した記事「天王寺名物「蛸たこ」のうち、日本画家の長谷川貞信に関する記載に誤りがありました。本文及び図版キャプションの計2か所において「3代」長谷川貞信としましたが、2代貞信(1848-1940)の誤りでした。お詫びのうえ訂正いたします。

■「編纂所だより」は、年2回発行しています。

さまざまな歴史の話題や日々の活動などを、みなさんにわかりやすくお届けする、ニュースレターです。大阪市立各図書館のほか、各区役所、各区民センター、市役所市民情報プラザ、総合生涯学習センター及び各市民学習センター、大阪歴史博物館、大阪城天守閣、住まいのミュージアムなどに置いています。大阪市立中央図書館（3階大阪コーナー）及び各区の図書館では最新号を常備していますので、カウンターでおたずねください。

（2025年3月発行）